

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の居宅内の家財について、地震・津波により1階部分が倒壊流出したが、2階部分が残存していたことを考慮し、直接請求における被申立人の回答額を超える額の賠償がされた事例。

861

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年3月〇日に死亡し、申立人X1及び同X3が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人X1及び同X3の知る限り、申立人X1及び同X3が、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（期間の記載がある項目に関しては当該期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目及び期間 ア 生活家財道具

金245万円

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金245万円の支払義務のあることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 確認条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月31日

（仲介委員 栗原 浩）